

柳沢公民館 柳沢1-15-1 ☎042・464・8211 kouminkan@city.nishitokyo.lg.jp
田無公民館 南町5-6-11 ☎042・461・1170 tana-kou@city.nishitokyo.lg.jp
芝久保公民館 芝久保町5-4-48 ☎042・461・9825 shiba-kou@city.nishitokyo.lg.jp

谷戸公民館 谷戸町1-17-2 ☎042・421・3855 yato-kou@city.nishitokyo.lg.jp
ひばりが丘公民館 ひばりが丘2-3-4 ☎042・424・3011 hibari-kou@city.nishitokyo.lg.jp
保谷駅前公民館 東町3-14-30 ☎042・421・1125 ekimae-kou@city.nishitokyo.lg.jp



上保谷新田の招魂塔
西東京市新町の共同墓地(3面参照)

「門訴」を行ったのは、武蔵野新田村の中の12力村、現在の西東京市・小金井市・武蔵野市・小平市・国分寺市・東久留米市

武蔵野新田村と養料金制度

新時代幕開けへの期待と現実
大政奉還の翌年、一八六八年7月、江戸は東京と変わり、9月には明治と改元、新しい地方制度が定まりました。西東京市を含む東京隣接の四百余力村は、明治2年2月から品川県とされ、飯の県庁舎は日本橋浜町に置かれました。知事は、佐賀県出身の古賀定雄で、新政府の方針を徹底することに懸命でした。幕末からの経済・社会の混乱で人々の生活難は続いたため、当初の「御一新」への期待はつまずれ、全国的に百姓一揆が急増しました。



作画：根津真雄

にあった村々の百姓たちです。武蔵野新田は江戸時代中期、享保・元文の頃(18世紀前半)に開発されました。この地域は火山灰が堆積した痩せ地で、土にも水にも恵まれず、肥料や牛馬の飼料を得るための草刈り場を利用していました。財政改革をめざす八代將軍吉宗と、関東地方御用の大岡忠相の強い指示によって開かれたものの、すぐに大凶作に直面しました。それを救ったのが、押立村(現府中市)の有力名主、川崎平右衛門

一五〇年前の「御門訴事件」
人々は何を考え行動したのでしようか

増田恵津子(御門訴事件を伝えてゆく会)

御門訴事件を知っていますか。明治3年1月(旧暦)、飢饉対策として食糧の備蓄の負担を課した品川県に対して、上保谷新田(現東伏見五丁目、柳沢二〜四丁目、新町一〜六丁目)にかけての地域を含む12力村の百姓たちが、全廃を求めて県庁前で「門訴」を行いました。

今年は事件から150年になります。学習会やフィールドワークを通して、この事件を伝えていく活動に取り組んでいる増田恵津子さんに寄稿いただきました。

門で、幕府から資金を借り受けて入手した肥料を百姓に配り、収穫物を納めさせるという養料金制度を創設しました。この制度は形を変えながらも武蔵野新田村の保護政策として、幕末まで続いていました。

品川県の社会政策と武蔵野新田

明治2(一八六九)年11月、品川県は飢饉に備えるためと称して新しい社会政策を発表しました。社会とは、飢饉に備えて、雑穀等を蓄えておく倉、およびその制度のことです。江戸時代は、餓死者を出さないようにと、余裕のある百姓が自主的に稗やきびを備蓄して村が管理し、飢饉の時に貸し出し百姓に与えていました。田無の名主だった下田家の敷地内には、今も稗倉が残っています。

これに対し、品川県の社会政策は、県下の百姓全員に一律に米が現金に換えて拠出させ、県が管理するといふものでした。県は、同時に養料金制度の廃止も通知しました。

当時は3年続きの凶作の最中で、新たな増税であると反対したのが、82力村ある武蔵野新田村の中の13力村でした。

県役人は田無村に再三出向いて、13力村の村役人(名主・年寄り・百姓代・組頭)を集めて説得しましたが、小前(役のついでにない百姓)が強く反対したため、県の勸農方は譲歩案を作成しました。しかし、古賀知事は断固としてこれを認めませんでした。この時、田無村が抜け、12月20日、残り12力村の代表は関野新田(現小金井市)の真蔵院に集まり相談、団結の議定書に連印し、県に嘆願しました。

古賀知事はすぐに惣代の名主関前新田の井口忠左衛門、上保谷新田の平井伊左衛門、野中新田の高橋定右衛門の3人を呼び出して説得しようとした。高橋定右衛門は病気で代理人を立て、他の2人は県庁へ参上しましたが承知しなかったため、軟禁状態の「宿預け」とされました(費用は本人が負担)。

これに反発した小前たちは県庁前での「門訴」を決意して、12月28日、田無村の通称八反歩(現南町六丁目)を出発しますが、県役人と名主の下田半兵衛に説得され、「訴えはわかった」という言葉に期待して、引き返しました。

今から150年前の正月

門訴の決行

翌明治3年1月8日、宿預けの名主2人が戻らない中、12力村の村役人全員が県庁に呼び出されました。古賀知事の説得を受け入れなかったため、彼らも宿預けとされました。村役人たちがおかれた状況や県の対応を想像した小前たちは、宿預けとなつている2人の名主の息子で30代の井口庄司と平井虎之助をリーダーとして本格的に門訴決行に動きまわりました。

1月10日、再び八反歩に集合して、約500人が青梅街道を県庁へと向かいました。一方、村役人たちは妥協もやむを得ぬと考え、村人を説得すると申し出ていました。宿預けを解かれ帰村しはじめますが、すでに小前たちが村を出発したことを知り、内藤新宿の町役人などに頼んで彼らの行動を止めようとした。村人たちは淀橋で町役人が築いた大八車等のバリケードに行く手を阻まれますが、その中の一歩は迂回して小石川を経

て昌平橋を渡り、100人ほどが夜中に県庁前にたどりつきました。本格的な一揆の「強訴」にならぬよう、門外から嘆願し続けましたが、県の兵士が襲いかかり、門前の掘割(川)に飛び込むなどして逃げ損ねた50人ほどが逮捕されました。

事件のその後

1月13日からは、事件の首謀者探しが始まり、知事を先頭に役人や兵士が村々に大挙してやってきました。逮捕された首謀者やその家族は、厳しい拷問を受け、亡くなる人も出ました。門訴参加者に対する過酷な仕打ちを民部省や弾正台(警察機関、明治4年に司法省設置で廃止)に訴える者も出て、知事なども調べられました。社会の負担割合が緩和され、免除される者が出ました。また、古賀知事は役を解かれて佐賀へ帰されました。折からの廃藩置県で品川県も短命で、社会政策は2年で終わりました。徴収された社会積立金も、地域差があります。村に返金されました。これらは門訴の成果といえます。

しかし、当の12力村は死者6人(上保谷新田は2人)、負傷

者多数を出し、宿預けの経費等の負担も重かったため、子孫が「御門訴一揆」を誇ることもほとんどありませんでした。

史実を後世に

この抵抗の事実を伝える史料のひとつに、「むさ志野の涙」があります。著者の神山平左衛門は、16歳で門訴に加わり、後年自由民権運動を経験した後、県庁まで行けず途中で終わった自身の行動やその後の伝聞を書き残しました。

上保谷新田の共同墓地(現新町二丁目)の招魂塔、関前新田の倚鐘碑(現武蔵野市八幡町三丁目)など、地域の中には事件を今に伝えるものがあります。それらをたずね歩くと、自らの体験や伝え聞いたことをつづった神山平左衛門の気持ちや、抵抗の前面に出た名主たちの思いなどを感じる事ができるかもしれません。

150年前にこの地域で起きた民衆運動。その史実を大切に伝えていきたいものです。

門訴とは

近世の百姓一揆などにみられる違法な訴願の一つの形態。大勢の者が、領主の屋敷等の門前に押しかけて訴えることやその訴状のことをいいます。屋敷内になだれこんだ場合は、一強訴とされ、首謀者はより厳しく処罰されました。

※3面で、御門訴事件にゆかりのある場所等を紹介しています。
※柳沢公民館では、1月に御門訴事件に関する講演会とロビー展示を行います。詳細については、2面をご覧ください。